

派遣事業におけるマージン率について

当社では、顧客との契約内容に応じて、業務を委託される事業と、常用雇用の従業員を派遣する事業を行っております。当社の前事業年度の労働者派遣の実績及びマージン率は下記のとおりです。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{労働者派遣に関する料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金額の平均額}}{\text{労働者派遣に関する料金の平均額}}$$

第29期（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

東京事業所

派遣労働者の数（1日平均）	118人
派遣先の数	58件
労働者派遣料金額（1日8時間あたりの平均額）	27,745円
派遣労働者賃金額（1日8時間あたりの平均額）	18,534円
マージン率	33.2%

大阪事業所

派遣労働者の数（1日平均）	42人
派遣先の数	34件
労働者派遣料金額（1日8時間あたりの平均額）	25,742円
派遣労働者賃金額（1日8時間あたりの平均額）	18,709円
マージン率	27.3%

名古屋事業所

派遣労働者の数（1日平均）	23人
派遣先の数	11件
労働者派遣料金額（1日8時間あたりの平均額）	26,632円
派遣労働者賃金額（1日8時間あたりの平均額）	18,566円
マージン率	30.3%

福岡事業所

派遣労働者の数（1日平均）	6人
派遣先の数	4件
労働者派遣料金額（1日8時間あたりの平均額）	27,066円
派遣労働者賃金額（1日8時間あたりの平均額）	17,783円
マージン率	34.3%

<マージンに含まれる費用>

- ・会社が負担する厚生年金保険、健康保険、雇用保険、労災保険などの社会保険料
- ・教育訓練費、資格取得支援費用
- ・福利厚生費（グリーンクラブ会社負担分、慶弔金、健康診断の費用など）
- ・有給休暇や特別休暇の派遣先に請求できない人件費
- ・待機期間中の人件費
- ・管理部門、営業部門の人件費および活動費
- ・募集・採用に関する費用
- ・事務所運営費
- ・営業利益 など

<労働者派遣法第30条の4 第1項の労使協定に関する事項>

- ・労使協定の締結の有無：有
- ・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲
以下に従事する従業員を対象としています。
 - ① 派遣先で情報処理システム開発関係業務に従事する従業員
 - ② セールスエンジニアの営業、金融商品の営業関係業務に従事する従業員
- ・労使協定の有効期限：2024年4月1日～2026年3月31日

<教育訓練に関する事項>

当社は、外部教育機関と提携し、ビジネスマナーからマネジメントスキルまで多種多様なセミナーを個人のニーズに合わせて受講可能な教育制度を導入しています。（本人の費用負担なし）
その他、以下の研修を実施しています。

- ・情報セキュリティ研修
- ・新卒向けの入社前研修、入社後のOFF-JTによる技術研修
- ・OJTによる技術研修

以上